

藤岡市農業委員会
平成31年第4回
定例会議事録

平成31年4月5日招集

平成31年藤岡市農業委員会第4回定例会議事録

平成31年4月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、平成31年藤岡市農業委員会第4回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 19号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 20号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 23号 農用地利用配分計画（案）について
議案第 24号 下限面積（別段の面積）の設定について
報告第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第 8号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | 14 番 | 高田 孝雄 | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 根岸 孝幸 | 2 番 | 布施 敏彦 | 3 番 | 渡邊 義晴 | 4 番 | 青柳 章 |
| 5 番 | 浅見 秀雄 | 6 番 | 梶山 清 | 7 番 | 牧野 文典 | 8 番 | 川村 信行 |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克己 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 事 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

事務局次長 ただ今より平成31年第4回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございます。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長 ただ今より、平成 31 年第 4 回農業委員会定例会を開会いたします。
委員総数 14 名中、出席委員 14 名全員でありますので、本定例会は成立
いたします。議事録署名委員を指名いたします。4 番福田委員さん、5 番
村島委員さんの両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 19 号農地法第 3 条の規
定による許可申請について、議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可
申請について、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、
以上 3 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 3 議案は休憩中
に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますの
でよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 31 分 休憩)

(14 時 10 分 再開)

議長 休憩を解いて会議を再開いたします。
それでは、議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2
班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請につ
いて、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、藤岡の T さんが、規模の拡大を図るため、本郷の農地
1 筆、793 m²を贈与で取得するものです。下審査においては、申請内容等
に特に問題はないと判断し、また議案書 20 ページの調査書にあるとおり
農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と決定しました。

以上報告を終わります。

議長 議案第 19 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありまし
たが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 19 号整理番号 1
番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 19 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 20 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、鬼石の A さんが、鬼石の農地を露天貸駐車場用地として転用するもので、面積は 138 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 20 号整理番号 1 番について 1 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 20 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 20 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 9 番の 9 件です。

整理番号 1 番は、市内の法人が、小林の農地を賃貸で借り受け、露天資機材置場及び駐車場用地として転用するもので、面積は 1,363 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市外の H さんが、立石新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 649 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の M さんが、立石新田の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,985 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、立石新田の農地を賃貸で借り受け、太

陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 308 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の N さんが、中の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 473 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 6 番は、下戸塚の A さんが、中栗須の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 499 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、三波川の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,923 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、同じく市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地の一部として転用するもので、面積は 525 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 9 番は、同じく市外の法人が、譲原の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,218 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 21 号整理番号 1 番から 9 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 進入道路を挟んだ南側の土地は 67 m²しかなく、敷地からはみ出て道路に置くようなことがあると問題になるので確認させてください。

議長 事務局より説明願います。

事務局 土地利用計画では、この細長い土地については、通路として使い、車両は奥のところに整列して置くという図面になっています。賃貸借ですし、所有権が移転するわけではなく、所有者の方も近所にいますし、住宅街でもあり、その辺は監視の目が行き届くと思います。

議長 その他に意見はありますか。
(なし)

議長 他に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 8 番は許可と決定します。次に整理番号 9 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 9 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 9 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願い

します。

2 班班長

報告いたします。議案第 21 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 10 番から 16 番の 7 件です。

整理番号 10 番は、下栗須のHさんが、藤岡の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 196 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 11 番は、市外の法人が、下戸塚の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 966 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 12 番は、本動堂のOさんが、篠塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は 318 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 13 番は、市外のSさんが、上落合の農地を賃貸で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、面積は 1,852 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 14 番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,915 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 15 番は、市外の法人が、鮎川の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 824 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 16 番は、市外の法人が、下日野と金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 1,978 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

以上報告を終わります。

議長

議案第 21 号整理番号 10 番から 16 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、始めに整理番号 10 番について何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 10 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 10 番は許可と決定します。次に整理番号 11 番について何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 この申請地の北側は付近の状況の欄に畑と記載してありますが、図面を見ると実際はアパートが建っているみたいですが、どうでしょうか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 おっしゃるように、既に転用して現地の状態が変わっていますので地目変更をすべきと思います。ただ地目変更登記については、強制的にさせることはできません。

折茂委員 私は現地調査の担当でしたので現地を見てきたのですが、税金の方はどうなっているのですか。

事務局 固定資産税は、現状の宅地として課税されています。農地転用の許可は取ってありますが、地目変更の登記をしていないだけです。

議長 他に何かありませんか。
(なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 11 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 11 番は許可と決定します。次に整理番号 12 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 12 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 12 番は許可と決定します。次に整理番号 13 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 13 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 13 番は許可と決定します。次に整理番号 14 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 14 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 14 番は許可と決定します。次に整理番号 15 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 15 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 15 番は許可と決定します。次に整理番号 16 番について何かご意見がありましたらお願いします。
(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 21 号整理番号 16 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 21 号整理番号 16 番は許可と決定します。続きまして、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 　　ただ今、議案第 22 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

（なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、採決します。議案第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でありますので、議案第 22 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。

　　続きまして、議案第 23 号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

（事務局説明）

議長 　　ただ今、議案第 23 号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに 1 番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長 　　それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第 23 号農用地利用配分計画（案）1 番について、特に意見なしということでよろしいですか。

（なし）

議長 　　異議なしと認め、議案第 23 号農用地利用配分計画（案）1 番については、そのように決定します。

（関係委員着席）

議長 　　次に 2 番から 21 番について、何かご意見がありましたらお願いいたします。

（なし）

議長 　　特に、意見もないようですので、議案第 23 号農用地利用配分計画（案）

2 番から 21 番について、特に意見なしということによろしいですか。

(なし)

議長 異議なしと認め、議案第 23 号農用地利用配分計画（案）2 番から 21 番については、そのように決定します。続きまして、議案第 24 号下限面積（別段の面積）の設定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 下限面積とは、農地法第 3 条の許可を受けるための一つの要件になっており、この要件を欠くと農地の売買や貸し借りをすることができません。下限面積は、農地の取得後において原則として北海道 2 ヘクタール以上、都府県 50 アール以上となることが農地法第 3 条で規定されていますが、平成 21 年 12 月の改正農地法により地域の実情に応じて農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部において、この面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになりました。

藤岡市では平成 23 年 7 月から美九里地区の高山の区域、日野地区、鬼石地区の区域に別段の面積 20 アールを設定し、それ以外の全地区については別段の面積 30 アールを設定しています。

この下限面積は、毎年設定・修正を検討することとされており、定例会で決定のうえホームページ等で公表しています。各地域で特段の変化もなく特に支障もないことから、今年度につきましては変更を行わないものとするものです。

議長 ただ今、議案第 24 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 下限面積 20 アールの地区については、耕作放棄地が相当出てきていると思うが、新規にこの辺で農業をしたい人がまとめて 20 アール必要になるというのは大丈夫か。

議長 事務局より説明願います。

事務局 新規に農業経営を始めることになると、下限面積という最低のものがないと経営が成り立たないと思います。この面積を設定したのは、この地域の農家の所有農地の状況を総合的に判断しているところもあります。あまり下げすぎるのも影響が出るのかなと思います。

議長 福田委員どうぞ。

福田委員 下限面積を下げ過ぎた場合による問題として、例えばどんなことが起きる可能性があるのか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 ハードルを下げると参入しやすくなりますが、しっかりした計画の人以外も参入しやすくなる可能性が出てくると思います。

福田委員 無謀な計画で農業を始めてしまうという事ですか。

事務局 はい。

議長 関根委員どうぞ。

関根委員 ハウスで農業を始めたいときは、地区により 20 アールあるいは 30 アールという下限になるわけか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 花卉などの施設園芸は、元々は集約的に行う農業なので、あらかじめ面積を設定しなくても、下限面積によらず許可することができるという規定があります。農業委員会で適切と認めれば許可されます。

議長 他にありませんか。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 24 号下限面積（別段の面積）の設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 24 号下限面積（別段の面積）の設定については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 7 号、8 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長

ただ今、報告第 7 号、8 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、平成 31 年第 4 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時57分)